

## ■ 講演要旨

### ランチセッション

# 海外進出先での強い味方！ 海外における日系企業情報交換グループ (IPG)の活動

<講演者>

**坂上 大貴**

特許庁 総務部 国際政策課・国際協力課 係長

**蛭田 敦**

独立行政法人 日本貿易振興機構 (ジェトロ) ニューヨーク事務所  
知的財産部長

**鹿戸 俊介**

独立行政法人 日本貿易振興機構 (ジェトロ) デュッセルドルフ事務所  
知的財産部長

**太田 良隆**

独立行政法人 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北京事務所  
知的財産部長

**大塚 裕一**

独立行政法人 日本貿易振興機構 (ジェトロ) ソウル事務所  
副所長

～①特許庁総務部国際政策課・  
国際協力課～

坂上：こんにちは。特許庁総務部国際政策課・国際協力課の坂上と申します。本日は、日本国特許庁、JPO の取り組みについてご紹介させていただきます。国際政策課・国際協力課では、これまで各国・地域の知財制度運用のさらなる調和や、新興国等における知財制度の整備・強化のための取り組みを進めてきました。本日はお時間が限られておりますが、いくつかピックアップさせていただきます。ご紹介させていただきます。

世界の出願動向につきまして。こちらの統計データにつきましてはご紹介を割愛させていただきますが、ご興味のある方は後ほどスライド3～7ページ目の資料をご確認いただけますと幸いです。

国際的な制度環境整備。まず初めに、世界知的所有権機関、通称WIPOについてです。WIPOは世界193カ国が加盟する知的財産に関する国連の専門機関で、国際的な知財ルール構築、国際出願や情報提供等のグローバルサービス、途上国支援が主な活動となっております。また、2022年12月31日時点で、全職員数は1,635名であり、そのうち事務局長補、事務局長に次ぐ8名の高位ポストの1つにJPO職員である夏目氏が登用されております。

続いて五庁です。特許・意匠・商標において世界の出願件数の多数を占める日・米・欧・中・韓の五庁によって、知的財産における世界的な取り組みをリードすべく、五庁長官会合を継続して開催し、さまざまな課題について議論しております。詳細につきましてはスライド10～12ページ目の資料をご確認いただけますと幸いです。

続いて日ASEANの知財協力です。ASEAN マルチの協力は2012年に日

ASEAN 知財協力覚書（MOC）を締結し、MOC に基づいた行動計画を毎年策定しております。2023年9月、シンガポールにおいて第13回日ASEAN特許庁長官会合が開催されました。また、2国間のバイでも各国の実情に応じた協力を実施しております。

新興国、途上国各国に対する人材育成支援事業です。人材育成支援事業を通じて、産業財産権制度整備に貢献を目的に、各国から寄せられた要請を考慮し、研修提供事業等を実施しております。2022年までに延べ7,690名の研修生への研修を実施してまいりました。

また、WIPO ジャパンファンドを活用した支援も行っております。1987年からWIPOへ任意拠出金を支出し、グローバルファンドの年度事業計画に基づき、途上国における産業財産権制度の整備、知財庁の行政サービスの向上、知財意識の普及啓発等に関する事業を実施しております。これまで100カ国以上を支援してまいりました。

続いてPPH（特許審査ハイウェイ）です。PPHは日本特許庁で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により他庁において簡易な手続きで早期審査が受けられるようにする枠組みです。PPHでは日本特許庁の調査・審査の結果を利用することにより、世界各国における安定した強い特許権を迅速に構築することができます。日本特許庁は現在44庁との間でPPHを実施しております。

ドシエ情報共有ネットワークの拡大です。グローバルドシエは、日米共同で基本コンセプトを提案したものであり、各庁のシステムを連携させることにより仮想的な共通システムを構築し、一元的なサービスの提供を目指す五庁の将来ビジョンです。これまでの成果として、JPO 主導で五庁審査官向けとしてドシエ情報共有システム、ワンポータルドシエを2013年7月に構築。J-

PlatPat（特許情報プラットフォーム）を通じて一般ユーザーへのワンポータルドシエのサービス提供を2016年7月より開始。2023年5月、APIによるドシエ情報の公衆提供の公募を開始しております。

続いて海外展開への支援についてご紹介いたします。JPOでは、国内の模倣品対策として、税関と協力し水際対策の強化、また警察等の国内取り締まり機関への協力に加え、消費者に対する普及啓発を行っております。2022年度はカワウソをモチーフにしたイメージキャラクター「カワンゾちゃん」を新たに作成し、イメージキャラクターを用いた普及啓発にも取り組んでおります。ここで15秒のキャンペーン動画についてご紹介させていただきます。

<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/campaign/kawanzo/>

JPOでは、海外での模倣品被害に対する支援も行っております。JETRO 海外事務所では個別の相談対応を行い、また日中知的財産権ワーキンググループ等の場を通じて模倣品取り締まりの強化等を要請するなど、相手国政府への働きかけも行っております。そして、2002年4月に民間企業・団体からなる模倣品対策組織として、「国際知的財産保護フォーラム」、通称IIPPFが発足し、その活動の支援も行ってきました。

さらに、海外における冒認商標への対策も行っております。中国政府への働きかけや国際的な協力の推進に加え、出願人支援として「冒認商標問題特別相談窓口」の設置、さらに次にご紹介する中小企業等の海外での権利化支援及び海外侵害対策支援も行っております。

海外権利化支援事業（仮称）の概要につきまして、令和6年度の予算成立が前提となりますが、令和6年4月か

ら新事業がスタートいたします。今までの外国出願支援事業と日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業を統合し、新たに海外権利化支援事業（仮称）とする予定です。現在、公募時期、公募回数と細部にわたって検討を進めておりますが、スタートアップによる研究成果の活用、スタートアップによる事業化、とする補助金申請時の要件を撤廃いたします。また、年度をまたいだ補助事業の実施も可能とする予定です。

特許庁では、世界各地に知財専門家を配置しております。各国でお困りのことがございましたら、各JETRO事務所へのご相談もご検討ください。以上、簡単ではございますが、こちらで発表を終了させていただきます。特許庁では、今後も知財制度運用の更なる調和や新興国等における知財制度の整備・強化を進めてまいりますので、引き続きご支援、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

～②（独）日本貿易振興機構  
（ジェトロ）ニューヨーク事務所～

蛭田：JETRO ニューヨーク事務所の蛭田と申します。これから米国のIPGの活動について紹介いたします。IPGの取り組みとしては大きく3点ございます。IPGセミナー、そしてUSPTOとの意見交換、さらにはメルマガの配信でございます。こちらを順に説明いたします。

まず、米国IPGセミナーは、米国の知的財産に関するトピックを紹介するものです。講師は米国の弁護士さんなどをお願いしております。参加は無料となっております、対面またはオンラインで開催しております。対面の場合は、JETROの事務所があるニューヨーク、または知財に関する弁護士さんの多いワシントンD.C.で開催しております。

オンライン開催時は、日本からも参加できるように、米国時間の夜、日本時間の朝となるように時間を設定して開催しております。セミナーの情報につきましては WEB サイトで紹介しております。こちらからセミナーの参加登録もできるようになっております。

最近の IPG セミナーのトピックは次のとおり、6月から大体月に一度程度の頻度で開催しております。オンラインと対面とが、今は半分くらいのペースになっております。特徴的なのは、先生になってくれる方が日本人の場合と米国人の場合とがございまして、日本人は日本語で、米国人は英語で紹介していただいています。

例えば、第1回の6月の回ですと、米国特許ポートフォリオを構築するための戦略、ということですが、これは同じ事務所にいる弁護士さんの中でも、日本人の方と米国人の方が混ざって分業する形で紹介していただきましたので、日本語のパートと英語のパートがございました。6月の回は JETRO の職員から米国の知財政策の現状を紹介するものでしたが、これは対面で開催し、その後懇親会を行ってネットワーキングを進めました。

その次の Amgen v. Sanofi の最高裁判決に関しましては、これは今年度出された判決でも注目度の高いものでございますが、講師は米国の弁護士さんということで、全てのセミナーを英語で実施いたしました。

9月に行った移転価格戦略における知的財産権の役割、というものにつきましては、こちらの講師は米国の弁護士さんなので、英語で説明があったのですが、スライドは日本語に翻訳されたものを利用し、かつ同じ事務所の日本人の弁護士さんが逐次通訳をしてくれるような形で行わせていただきました。

10月24日の対面式のセミナーは3

つのトピックを扱いましたが、こちらも日本人の弁護士さんと米国人の弁護士さんとがそれぞれのテーマを取り扱うということで、特許権の域外適用、知的財産に関する Due Diligence、そして審判手続の運用というこの3つのトピックが取り扱われました。

最後の11月9日ですが、実はこれが第100回目の IPG セミナーでございましたが、こちらはそのときに来ていた特許庁の出張者からの特許庁の取り組みの報告も含めて4つのテーマを紹介いたしました。当然のことながら、日本人の特許庁の職員は日本語で説明したわけですが、法律事務所の方では三者の弁護士さんに出ていただいて、米国人は英語、日本人は日本語で紹介していただきました。内容としては、USPTO（米国特許商標庁）の審判部に当たるような PTAB の現状、それから最近トピックとしてはよく上がってくる生成 AI と知財との関係。そして 2023 年度の米国商標判例の紹介という形で、この4つを取り扱って行いました。第100回セミナーの様子を簡単に紹介させていただきますが、スライド4ページ目の左に示しますとおり、法律事務所、先生方は結構しっかりとセミナー資料を作り込んでいただいている、論点も非常にわかりやすく、来ていただいた皆さんもかなり理解度の高いセミナーになったのではないかなというふうに考えております。また、会場の様子が右に示した写真のとおりでございますが、これは法律事務所の大きな会議室をお借りして実施しているもので、参加者も多く、またこのセミナーの後にも懇親会という形でネットワーキングする場もあり、非常に有意義な会議だったというふうに考えております。

次に、USPTO と日本ユーザーとの意見交換会について説明いたします。この意見交換会は年に一度のペースで実施しているもので、まもなく10回目を

迎えるくらいの、歴史的にはそんなに古くないものになっております。こちらは、通称 IP-PAC と呼んでおりますが、Intellectual Property PArtnership Conference というのが正式な名称になっております。今年度におきましては、日本弁理士会 (JPAA)、日本知的財産協会 (JIPA)、日本国際知的財産保護協会 (AIPPI)、そして米国の IPG セミナー等に多く参加いただいているような方々が参加してくれまして、非常に盛況な会議になりました。スライド 5 ページ目の写真にあるとおり、USPTO のある会議室をお借りして実施したのですが、非常に多くの参加者がいることはご理解いただけるかと思えます。これまで 3 年間程はオンラインでの開催になっていたのですけれども、今回 4 年ぶりに対面式で開催できたということで、参加者から非常に良かったというふうな声が上がっていました。この会議でテーマになったのは、日本弁理士会の方から説明があった、米国の特許審査の品質、それから審査官との面接審査に関する分析。こういったものが議論され、また、日本知的財産協会からは、標準必須特許に関する状況といったものが紹介されました。他方で、USPTO からは特に日本のユーザーにも影響が大きいというところで、システムの変更に関する説明がございました。具体的には、Patent Center です。これは出願系のシステムですが、それから検索系に関する Patent Public Search、こういったものについて、どのような変更があったかということを紹介していただきました。

最後にメールマガジンの紹介をさせていただきます。こちらで我々の活動の案内をしまして、セミナーの開催もこちらでも紹介しておりますし、また米国の知財ニュース、特に大きなものについてはこちらで紹介しております。また、JETRO ニューヨークオフ

イスには、知的財産部に 2 名職員がいるのですが、できるだけ米国生活に関するものとしてソフトな話題を提供することで、より親しみやすいメールマガジンにすることを心掛けております。こちらの登録は無料になっております。この登録に関しましてはスライド 6 ページ目にある QR コードにアクセスしていただくと、その登録用の WEB サイトにリンクするようになっておりますので、もしまだメールマガジンの登録をされていない方がいらっしゃいましたら、ぜひご覧いただければというふうに思います。以上が米国の IPG の活動報告になります。

～③ (独) 日本貿易振興機構 (ジェトロ) デュッセルドルフ事務所～

鹿戸：ジェトロ・デュッセルドルフの鹿戸と申します。今回、海外進出先での強い味方、海外における日系企業情報交換グループ IPG の活動について、及び欧州における知財の最新動向について簡単に説明させていただきます。

スライド 2 ページ目について、海外進出と知的財産権に関する検討事項ということで、こちらの JETRO の知的財産部の支援内容が大体網羅されているかというふうに思います。どの国であったとしても、まず参入前に事前調査・見本市への参加等をしまして、その際には、商標意匠の調査や、実際に訴訟の状況などがどのようになっているか、参入後については、販売契約・委託から、現地調達・製造、R&D、共同研究等、さまざまな状況が進展するにつれて、それぞれ関心の事項は変わっていくというふうに理解しています。

では、今年の主な動きを簡単にご説明ということで、こちらスライド 3 ページ目にまとめております。2023 年の主なトピックとして、こちらで紹介させていただいているとおりですけれ

ども、主に、4月の欧州委員会によって標準必須特許など知的財産に関する一連の規則案が発表されております。次に、特に今年は大きいニュースとして、欧州単一特許、統一特許裁判所制度というのが6月に開始されております。こちらの下線を引いた2つについて、簡単に次のページから説明いたします。

まずは1つ目、標準必須特許の規則案の概要についてです。まず、こちらのコンピテンスセンターというものを、EUIPO（欧州知的財産庁）に設置することとされています。主な任務としては、標準必須特許の登録、そのデータベースの設置と維持、必須性判断の設定管理、FRAND 決定（ライセンス条件など）のプロセスの設定・管理といったものを、こちらのコンピセテンテンスセンターで行います。それに対して、SEP の保有者である権利者は、標準必須特許の登録を行うこととなります。ここで、標準必須特許が登録されていない場合は裁判所で執行できない、ロイヤリティーや損害賠償を求める権利を有しない、ということが条文、規則案に書かれていましたので、EUIPO に登録しなければ、その権利の行使ができないというかなり強めのルールが含まれているので、それによって SEP 保有者から反対の声が出されており、こちらではさまざまな議論がなされております。もう1つの意見としては、こちらのコンピテンスセンターというものが EUIPO、意匠と商標を主に管轄している EUIPO に設置する予定ということについては、専門性の観点からさまざまな批判がなされております。現在、欧州委員会から規則案が出ておりますので、その後欧州議会にて現在議論がなされております。もう1つポイントとしては、この FRAND 決定と書かれているところですが、SEP 保有者が侵害訴訟を開始する前に、FRAND 条件の決

定を求めることがコンピテンスセンターに対して必要となっております、これも義務となっておりますので、これを行った後でなければ原則侵害訴訟を提起できないということになり、それでさまざまな批判が権利者側からなされております。ちなみに実施側は、もっとより範囲を拡大すべきということで、意見は真つ二つに分かれておまして、権利者と実施者の両方の立場を有する者は、さまざまな意見を別途持っているという状況です。

次に、単一効特許が始まりまして、スライド5ページ目簡単にその状況についてまとめております。ドイツ、アメリカと書いてありますが、単純に今まで単一効申請がなされた件数をまとめております。他方で、こちらには参考値として2022年の出願数で割ったものを並べております。それが何を意味するかというと、これの大小によってより単一効申請が使われているかどうか、というだけのデータを示しておりますが、特にドイツは件数も多く割合も高いですが、アメリカは、件数は多いのですけれども、比較的単一効申請がなされていないということが分かるかと思えます。主に欧州企業が非常に多くなっていると思えますけれども、例えばアメリカ、中国、日本、特に日本なんかは、単一効申請はあまり使われていないということが分かるかと思えます。こちらに主な分野なども書いておりますので、適宜ご参照いただければと思います。

次に、実際の UPC における訴訟状況、特に侵害訴訟件数をスライド6ページ目にまとめております。こちらを見ていただければ分かるかと思っており、ミュンヘン、マンハイム、デュッセルドルフ、ハンブルクが非常に多くなっております。殆どがドイツにおける地方で使われていることが分かるかと思えます。

次に JETRO デュッセルドルフ知的財

産部について簡単にご紹介いたします。知的財産部というのは1974年から設置されておりまして、2024年で50周年になります。欧州IPGの事務局というのを設置しておりまして、こちらについてはその事務局の役割を果たしております。欧州IPGセミナーも、事務局にご要望をいただいたテーマを中心に開催しておりまして、テーマに応じて現地専門家、在欧の日本人専門家などに講師を依頼しております。今年は、例えば5月には欧州単一効特許及び欧州統一特許裁判所セミナーとして、欧州特許庁の担当者と、UPC控訴裁判所の裁判所長であるグラビンスキ判事にご登壇いただきまして、ご説明いただきました。このときは、申込者数500名程度いただきまして、大盛況でした。このようなセミナーについては、後で紹介いたします欧州IP情報のページ、もしくは特許庁のホームページなどからご案内しますので、そちらについてももし関心があればお申し込みいただければと思います。

また、2022年から現地での意見交換も再開しておりまして、例えばスライド9ページ目の写真ですとEPOとの意見交換を3月に行い、その後DPMAドイツ特許商標庁もしくはドイツ連邦特許裁判所との意見交換、ミュンヘン地方裁判所UPCミュンヘン地方部との意見交換を11月に。英国特許裁判所、英国知的財産庁との意見交換も11月に行っております。

最後に、我々はさまざまな活動を行っておりますけれども、ニュース等についてはスライド10ページ目のQRコードを見ていただければ、最新情報を発信しておりますので、ご関心のある方はそちらをご参照いただければと思います。私から以上になります。ありがとうございました。

～④（独）日本貿易振興機構  
（ジェトロ）北京事務所～

太田：皆様、こんにちは。それでは日本貿易振興機構JETRO北京事務所の太田より中国IPGについてご説明してまいります。

まず中国日本商会についてご説明します。中国日本商会は、中日経済交流の発展等を目的としたグループでして、在中国の日系企業により構成されております。2023年は500社以上所属しております。この中国日本商会にはさまざまなグループが中にあるのですが、その中の1つに知的財産権を議論するグループがございます。それが中国IPGであります。

この中国IPGは多角化する中国知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的としたグループでして、主に在中国の日系企業を中心として構成されております。2000年に前身の北京IPGが設立されてから20年以上の歴史を持っておりまして、現在は先ほどのとおり中国日本商会の1つのグループ、という扱いになっております。この中国IPGには200社程度の会員数がございます。活動としましては、年5回の全体会合、それから各種の委員会活動を開催しております。また、会員を対象とするオンラインセミナー等の開催しているところです。

スライド4ページ目の図は、中国IPGの2023年度の体制図です。全体を管理する運営幹事会の下に4つの専門委員会、2つの業種別ワーキンググループ、3つのタスクフォースがございます。また、後ほどご説明しますが、パブリックコメントが募集された際に対応する渉外委員会というものもございます。さらに、このIPGの活動としまして、年4回の日本語によるもの、年3回の中国語によるものの人材育成セミナーも開催しております。

では、それらの各委員会等がどの程度の頻度で活動しているのかと申しますと、概ね月1回程度活動しております。各委員会におきまして月1回程度JETROの事務所に集まったり、またはオンラインで参加したりすることにより意見交換等をしているというところでもあります。

具体的にそれらの委員会において何を議論しているのか、活動しているのかといった点をご説明してまいります。1つ目は紛争訴訟委員会です。この紛争訴訟委員会では最高人民法院が公表する重要判例、等を題材にしまして司法実務等を研究し、参加企業の紛争訴訟実務への参考とするような活動を行っております。スライド6ページ目の表に記載されておりますような判例等の分析を行っているというところでもあります。また、特定テーマ研究としまして、興味のあるテーマごとに少人数のワーキンググループを形成して意見交換を行う、といったことも行っております。

続きまして、模倣品対策委員会です。参加企業の模倣品対策活動のレベル向上を活動目的としまして、模倣品対策は参加企業間で競合関係にならないという共通認識のもと、一方で個社では解決できないような課題も、組織、IPGやJETROの力を利用して解決していこうということで、いろいろ意見交換等を行っております。

続きまして、渉外委員会です。この渉外委員会では先ほどもご説明しましたように、知財関連法案についてパブリックコメントが募集された際に、この中国IPGとしてどのようなコメントを出すのかといった点を議論しまして、コメントを提出するといったことを行っております。また、中国日本商会は毎年白書というものを作成しているのですが、その中に知的財産権に関する章を設けておりまして、その知財章の

執筆も担当しております。

スライド9ページ目は、中国日本商会が作成している白書における知的財産権関連章の内容、目次を示しております。在中国企業の集まりである日本商会、米国商会、欧州商会は、それぞれこのような白書を発行しているのですけれども、その知的財産権章におきまして、悪意の商標出願に関する適切な審査、それからインターネットを介した模倣品対策といった内容面につきましては、各商会の白書において共通しているというところでもあります。

スライド10ページ目は、中国IPGの会員企業に対して取ったアンケートの結果を示しております。100点満点というわけではないのですが、概ね皆様に満足していただけるような活動をしているというところでもあります。

中国IPGに関しては、各種の情報をWEBサイトに掲載しております。先ほどお見せしたような体制図や、また実際に入会するときどのような手続きを経るのかといった入会案内、それから活動成果といったものも掲載しております。

JETRO北京知財部のWEBサイトにおきましては、IPGに関する情報のほか、各種調査レポート、マニュアル、それから各法令の日本語仮訳等も掲載しておりますので、必要に応じてご参照いただけたらと思います。

ご清聴、どうもありがとうございます。

～⑤（独）日本貿易振興機構  
（ジェトロ）ソウル事務所～

大塚：JETROソウル事務所の大塚でございます。私からは韓国におけるIPGの活動についてご報告させていただきます。

韓国IPGは、日系企業による知財に関する情報交換グループIPGとしまし

て、2010年に立ち上げを行いました。2017年11月に日本国内の韓国知財ネットワークと統合し、2023年11月現在でメンバーが194社・団体、会員数は359名となっております。韓国IPGの主な活動としましては以下の3つを行っております。1つ目は韓国IPGセミナーの開催。2つ目は韓国政府への建議。こちらはSJC（ソウルジャパンクラブ）知財委員会と連携して実施しています。3つ目にIPG Information誌の発行を行っております。韓国現地職員向けに韓国語版も発行しています。スライド2ページ目、向かって左側は日本語版、右側は韓国語版となっております。韓国IPGにご関心がありまして、入会希望等ございましたら、詳細な情報がWEBにございますので、ぜひご参照いただければと思います。

ただ今紹介いたしましたIPG、主な活動3つにつきまして、一つ一つ詳細に説明させていただきます。

まず、1つ目の韓国IPGセミナーの開催についてご説明いたします。IPGセミナーは韓国IPGメンバー向けに年に数回、韓国知財の専門家をお招きし、セミナーを開催しています。新型コロナウイルスの影響を受け、2020年からはオンラインも活用したハイブリッド開催を実施しております。オンライン開催もございますので、日本から参加も可能な回もございます。開催に当たりまして事前にIPGメンバーへのメール等での周知等を行っておりますので、ご関心がありましたら、チェックの方よろしくお願いいたします。ここで2023年度に開催した状況を少し紹介させていただきます。2023年6月27日には、「今更聞けない韓国知的財産制度」を開催しました。また、2023年11月7日には、「発明やデザイン、ブランド名からビジネスの未来を予測するIPランドスケープ」と題しまして、セミナーを開催いたしました。セミナー

の内容につきましては、そのときのホット 이슈などをピックアップする形で検討を行っております。11月に開催いたしましたIPランドスケープに関しましては、現在韓国におきましても知財情報のビジネスへの活用が非常に注目されている状況でございます。そのような状況下で、スライド4ページ目の内容をピックアップいたしました。現在、韓国におきましてホット 이슈となっているのですが、2023年9月だけのひと月を見ても、特許情報や商標情報等をビジネスに応用する手法に関するイベントが多数開催されております。一例をご紹介しますとPATINEX、2023年商標ビッグデータカンファレンス、特許情報活用促進のための国会討論会、などが開催されております。こちら韓国特許庁の主催となっております。日本でもIPランドスケープに関する活動は活発になっていると思いますので、日韓両国におけるホット 이슈としてIPランドスケープが注目されているという状況下でセミナーの内容とさせていただきます。今後もニーズの高い内容でセミナーを検討していく予定でございます。

続きまして、2つ目の活動内容、韓国政府への建議についてご説明させていただきます。ソウルジャパンクラブ、SJCでは1998年から韓国日系企業のビジネス上のあい路事項をまとめ、韓国政府に建議事項を提出しています。韓国IPGはSJC知財委員会と連携して、知財分野の建議事項の募集等を実施しております。スライド5ページ目の内容は、2022年度に実際に提出した案件となります。主に日本と制度が違う部分についてのハーモを要請する事項が多くなっております。現在、韓国特許庁は多数の出願がある中、審査官の増員等も難しい非常に厳しい状況ではございますが、毎年行っておりますこちらの建議事項には前向きにご検討いた

だいており、少しずつではございますが、着実に制度ハーモへと繋がる取り組みとなっております。2022年度も一部受け入れといった前向きな回答もいただいております。

続きまして、3つ目の活動、IPG Information の発行についてご説明させていただきます。IPG Information は年4回、韓国 IPG の活動や韓国知財に関するニュースをお届けするため、日本語、韓国語の両言語で発行を行っている広報誌となります。内容としましては、韓国 IPG セミナーの様、こちらは先ほど2つ目でご紹介しましたセミナーを開催しますと、その内容について補足説明も含めて解説を行っております。また、韓国 IPG の活動についてや、最近の韓国知財ニュースのまとめ、さらには韓国知財に関するコラムなどを掲載しております。韓国知財ニュースにつきましては、JETRO ソウル事務所のホームページにも詳細が上がっておりますが、その中から特に注目すべきニュースをピックアップしております。こちらの IPG Information 誌は WEB サイトでも参照可能となっておりますので、ぜひご参照いただければと思います。それでは、韓国からのご報告は以上となります。ありがとうございました。

海外進出先での強い味方！  
海外における日系企業情報交換グループ（IPG）の活動  
～日本国特許庁（JPO）の取組～

グローバル知財戦略フォーラム2024

2024年1月

特許庁総務部国際政策課・国際協力課

坂上 大貴

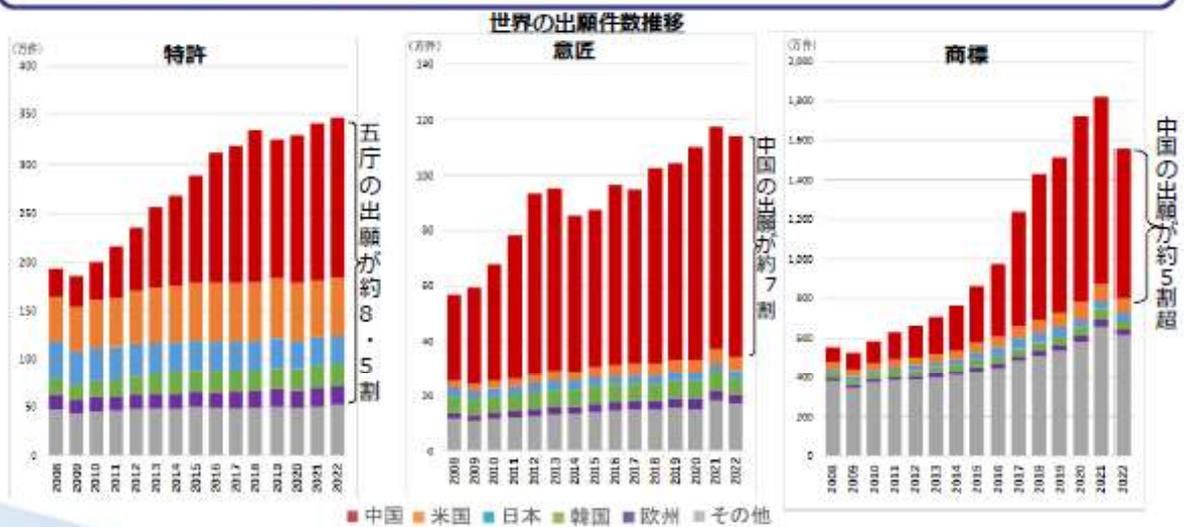


- 1 世界の出願動向
- 2 国際的な制度環境整備
- 3 海外展開への支援

# 1. 世界の出願動向

## 世界の出願動向

- 特許・意匠・商標いずれも中国が世界一の出願件数。
- ✓ 特許においては、五庁(日米欧中韓)で世界の約8.5割の出願件数を占めている。
- ✓ 意匠においては、中国単独で世界の出願件数の約7割を占めている。
- ✓ 商標においては、中国が世界の出願件数の約5割を占めている。



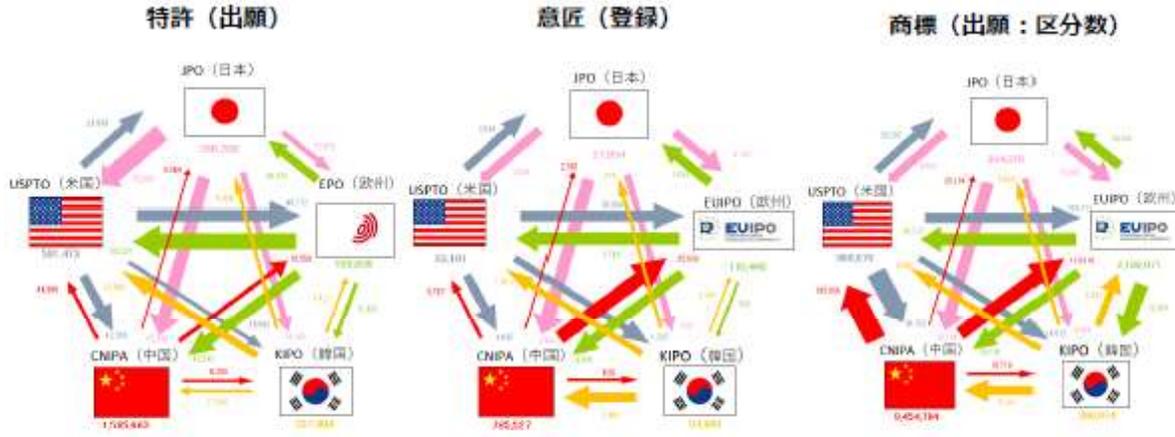
(出典) WIPO IP Statistic Data Center (2023年5月アクセス)

商標：中国は出願件数での公表をしていないため、数値は出願区分数での比較

## 日米欧中韓における出願・登録動向

- 日本への特許・意匠登録出願については、米からのものが最多。
- 日本への商標登録出願については、欧州からのものが最多。

日米欧中韓の出願/登録状況



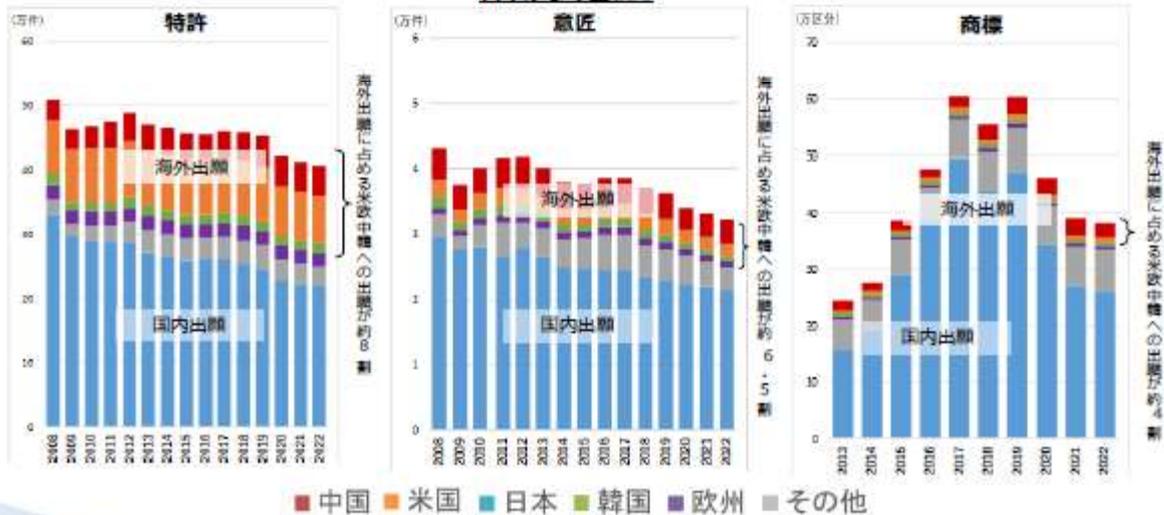
(出典) 特許：特許行政年次報告書2023年版より作成

4

## 日本における/日本から海外への出願動向

- 近年、日本居住者による特許・意匠の国内出願件数は、減少傾向にある。現在、海外への出願において、特許・意匠では、米欧中韓への出願がそれぞれ約8割、約6.5割を占めている。商標においては、米欧中韓への出願区分数が約4割を占めている。

日本からの出願先



■ 中国 ■ 米国 ■ 日本 ■ 韓国 ■ 欧州 ■ その他

(出典) WIPO IP Statistic Data Center (2023年11月アクセス)

商標：中国が出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数で算出している。また、2013年以降しか正しく情報が取得できないため、2013年以降の統計としている。

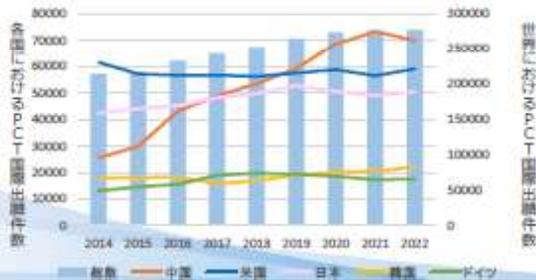
5

## PCT、マドプロ、ハーグの出願動向

- 特許・意匠・商標における国際出願（PCT国際出願・ハーグ/マドプロに基づく出願）の世界における出願件数は、PCT国際出願は昨年水準で、マドプロに基づく出願は昨年比減、ハーグに基づく出願は昨年比増となった。
- 日本は国別において、PCT国際出願では3位、マドプロに基づく出願では7位、ハーグに基づく出願では8位。

PCT国際出願件数（2022年）

| 順位 | 国名     | 件数                    |
|----|--------|-----------------------|
| 1  | 中国     | 70,015 (+0.6%)        |
| 2  | 米国     | 59,056 (-0.6%)        |
| 3  | 日本     | 50,345 (+0.1%)        |
| 4  | 韓国     | 22,012 (+6.2%)        |
| 5  | ドイツ    | 17,530 (+0.2%)        |
| 6  | フランス   | 7,764 (+5.8%)         |
| 7  | 英国     | 5,739 (-0.8%)         |
| 8  | スイス    | 5,367 (-1.7%)         |
| 9  | スウェーデン | 4,471 (+0.1%)         |
| 10 | オランダ   | 4,092 (+0.7%)         |
| 総数 |        | 278,100 (2021年比+0.3%) |



マドプロに基づく出願件数（2022年）

| 順位 | 国名      | 件数                   |
|----|---------|----------------------|
| 1  | 米国      | 12,495 (+6.0%)       |
| 2  | ドイツ     | 7,695 (-12.5%)       |
| 3  | 中国      | 4,991 (-5.3%)        |
| 4  | フランス    | 4,403 (-10.0%)       |
| 5  | 英国      | 4,227 (-0.9%)        |
| 6  | スイス     | 3,745 (-2.6%)        |
| 7  | 日本      | 3,145 (-2.6%)        |
| 8  | イタリア    | 2,760 (-13.9%)       |
| 9  | トルコ     | 2,389 (+5.2%)        |
| 10 | オーストラリア | 2,362 (+8.5%)        |
| 総数 |         | 69,463 (2021年比-5.8%) |

ハーグに基づく出願件数（2022年）

| 順位 | 国名   | 件数                   |
|----|------|----------------------|
| 1  | 中国   | 1,287 (+498.8%)      |
| 2  | ドイツ  | 870 (-0.1%)          |
| 3  | 韓国   | 817 (-3.8%)          |
| 4  | 米国   | 752 (+7.1%)          |
| 5  | スイス  | 652 (+19.0%)         |
| 6  | フランス | 649 (+4.8%)          |
| 7  | イタリア | 574 (+24.2%)         |
| 8  | 日本   | 436 (+3.6%)          |
| 9  | 英国   | 234 (+11.4%)         |
| 10 | オランダ | 224 (-2.6%)          |
| 総数 |      | 7,973 (2021年比+18.6%) |

(出典) WIPO IP Statistics Data Center (2022年5月アクセス)

## 国際的な制度・運用調和

|    | 国際出願（ルールの共通化）                   |  | 各国毎の国内出願・審査（制度の調和）                                  |   | 経済連携協定（TPP・RCEP・EPA・EU等）           |
|----|---------------------------------|--|---|---|------------------------------------|
|    | ルール                             | 主な議論                                     | 出願手続のルール  | 国内制度・運用   |                                    |
| 特許 | 特許協力条約（PCT）<br><157か国>          | ・書面以外の開示の引用<br>・方式審査、国際調査<br>・オンライン・サービス | 特許法条約（PLT）<br><43か国>                                | B+グループ（先進国）<br>・グレースペリオド<br>・18ヶ月公開<br>・衝突する出願<br>・先使用権                         | 五庁(IP5)会合<br>・グローバルな権利移転<br>・図面の様式 |
| 意匠 | ハーグ協定のジュネーブ改正協定<br><69か国2政府間機関> | ・手続言語<br>・手数料引上げ<br>・救済手続                | 意匠法条約（DLT）<br>* 2024年DLT採択のための外交会議開催                | 意匠五庁(ID5)会合<br>・意匠の優先権書類の電子的交換に関する研究<br>・メタバースにおけるデザイン保護<br>・ID5推奨意匠実務の作成 等     |                                    |
| 商標 | マドリッド協定議定書<br><112か国2政府間機関>     | ・従属性の見直し<br>・手続言語                        | 商標法条約（TLT）<br><54か国><br>商標法条約（STLT）<br><52か国2政府間機関> | 商標五庁(TM5)会合<br>・悪意の商標出願対策<br>・商標審査を補助するITツール<br>・仮想空間における商標<br>・ID（商品役務表示）リスト 等 |                                    |

### 【国際出願ルート】



### 【PLTの主な内容】

- ・出願日の認定要件
- ・出願手続等の簡素化及び容易化
- ・期間に関する救済
- ・相当な注意を払ったこと（Due Care）又は故意でないこと（Unintentional）が官庁により認定された場合の権利の回復
- ・優先権の主張の訂正又は追加及び優先権の回復

## 2. 国際的な制度環境整備

### 世界知的所有権機関（WIPO）

- 世界193か国が加盟する知的財産に関する国連の専門機関。事務局長はダレン・タン氏（星国籍）。本部はスイス・ジュネーブ。国際的な知財ルールの構築、国際出願や情報提供等のグローバルサービス、途上国支援が主な活動。
- 歳入予算は約1,120億円（2022/23二年度予算）。特許（PCT）、商標（マドプロ）、専匠（ハーグ）出願にかかる手数料収入が全体の約96%を占めており、中でもPCTの手数料収入が約77%を占める。
- 2022年12月31日時点で全職員数は1,635名（うち、P1以上の日本人職員は16名）。事務局長補（事務局長に次ぐ8名の高位ポストの一つ、インフラストラクチャー・プラットフォーム担当）にJPO職員である夏目健一郎氏を登用。
- 2006年9月にWIPO日本事務所設立。

#### 【WIPOが管理する主な条約（全26の条約を管理）】

|           |   |
|-----------|---|
| <b>特許</b> | ・特許協力条約(PCT) ※日本は1987年10月1日に発効<br>・特許法条約(PLT) ※日本は2016年6月11日に発効                       |
| <b>専匠</b> | ・専匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定 ※日本は2015年5月13日に発効<br>・専匠の国際分類に関するロカルノ協定 ※日本は2014年9月24日に発効 |
| <b>商標</b> | ・商標の国際登録に関するマドリッド協定議定書 ※日本は2000年3月13日に発効<br>・商標法に関するシンガポール条約 ※日本は2016年6月11日に発効        |

#### 【特許庁が出席する主な会合】

- ・ WIPO加盟国総会
- ・ 知的財産と先端技術に関する対話（WIPO対話）
- ・ 開発と知的財産に関する委員会（CDIP）
- ・ 計画予算委員会（PBC）
- ・ 選任資源等政府間委員会（IGC）
- ・ 調整委員会（CoCo）
- ・ PCT作業部会
- ・ 特許法常設委員会（SCP）
- ・ ハーグ制度の法的展開に関する作業部会
- ・ 商標法等常設委員会（SCT）
- ・ マドリッド制度の法的展開に関する作業部会

#### 【WIPOの情報提供サービス】

|   |  |
|---|--|
| <b>グローバル・データベース</b>   |  |
| <PATENT SCOPE/<br>Global Brand Database/Global Design Database><br>特許・専匠・商標の出願及び登録情報                  |  |
| <WIPO Lex>  | <WIPO統計><br>IP分野の国内法、地域法、国際法<br>IP統計情報 |
| <b>グローバルIPプラットフォーム</b>  |  |
| <WIPO-CASE><br>知財庁間の特許検索、審査結果、その他関連文献を共有<br><DAS(Digital Access Service)><br>複数の特許庁／機関の間での優先権書類の電子的交換 |  |

#### 【WIPOジャパンファンド】

拠出金としてWIPOジャパンファンド事業を編成し、途上国（地域）を対象とした知的財産関連の制度、執行面の整備、情報化等を支援。  
 （2023年度拠出額：約7.2億円(国際協力課予算)）

## 五庁（日米欧中韓：IP5）

- 世界の特許出願件数の約85%を占める日米欧中韓の五庁によって知的財産における世界的な取組をリードすべく、2007年より五庁長官会合を継続して開催。
- 直近では、2023年6月15日に第16回五庁長官会合を、USPTOのホストの下、米国のホノルルにおいて開催。前日6月14日には五庁長官・ユーザー会合を開催し、ユーザー団体とも意見交換を実施。（2024年は韓国・ソウル）
- 五庁は、特許分類改正、特許情報サービス改善、制度運用調和、審査結果の相互利用、特許統計データ提供などの課題について議論。

### ■ 第16回五庁長官会合の主な成果

#### ➢ 気候変動問題への対応

気候変動問題に対する知財の役割と、当該分野における五庁の協力の在り方について議論し、グリーン技術に関する調査の実施を検討することを盛り込んだ共同声明を採択。

#### ➢ AI関連発明に係る五庁の審査実務に関する資料収集

JPOがリードする、AI関連発明に係る五庁の審査実務に関する資料収集プロジェクトの成果物として、五庁の法律・審査基準・審査事例等をまとめた比較表の公開に合意。今後この表の詳細化について議論していくことにも合意。

#### ➢ 五庁ビジョンステートメントの改訂

持続可能な未来に向けた新たな五庁ビジョンに合意。



五庁長官会合写真



五庁長官・ユーザー会合

10

## 意匠五庁（ID5）

- 日米欧中韓の主要五庁が、意匠制度及びその実務に関する国際的な連携を強化・推進するための協力枠組として、2015年に意匠五庁（ID5）会合を創設し、意匠分野の国際協力が本格化。
- 2023年9月、韓国主催で第9回ID5年次会合を開催。2024年は日本がホスト。

### 第9回ID5年次会合の主な成果

ID5ウェブサイト<<http://id-five.org/>>

#### ① 既存の12の協力プロジェクトの議論

##### ➢ 「メタパスにおけるデザイン保護」

最終報告書の完成後にID5ウェブサイト上で公表することについて合意。

##### ➢ 「優先権書類の電子的交換に関する研究」

WIPO DASに関するユーザーガイドをID5ウェブサイト上で公表することについて合意。

##### ➢ 「図面要件に関するユーザーガイド」

2024年の完成を目指し、ユーザーガイド案の最終確認と推奨図面形式の検討を進めることについて合意。

##### ➢ 「登録意匠に係る表示」

五庁共通の登録意匠マークに関する実現可能性評価に向けた進め方を確認。

#### ② ユーザーセッションの開催

➢ 業界団体・代理人団体等のユーザー代表者を対象としたID5ユーザーセッションを開催。

➢ 「メタパスにおけるデザイン保護」の協力プロジェクトに関連し、ユーザー代表者が、メタパスにおけるデザイン開発動向の紹介や法的課題に関する意見について発表を行ったほか、ユーザーと各庁との意見交換を実施。



第9回ID5年次会合

11

## 商標五庁（TM5）

- 商標五庁（TM5）は、日米欧中韓の知財庁が、商標分野における国際的な協力を推進し、商標が世界各国で適切に保護、活用される環境を整備することで企業のグローバルな事業活動を支援することを目的として、2011年に創設された枠組み。現在17のプロジェクトを推進中。
- 2023年9月に、韓国のホストで第12回TM5年次会合を開催。
- 2024年は、日本がホストとなり開催予定。

### 第12回TM5年次会合の主な成果

#### ①JPOリードのプロジェクト

- ユーザー参画プロジェクト（JPO・EUIPO共同リード）  
第8回ジョイント・ワークショップを、2024年の国際商標協会（INTA）年次総会内で開催することで合意した。
- 悪意の商標プロジェクト  
次回の悪意の商標対策セミナーを、2024年初頭にベトナムで開催することを合意した。
- 商標審査を補助するITツールプロジェクト  
2024年もITツール専門家会合を開催することを合意した。

#### ②ユーザーセッション

- 業界団体・代理人団体等のユーザー代表者を対象としたTM5ユーザーセッションを開催。
- 各庁から最新の統計・施策状況を報告したほか、「デジタル時代における商標登録出願の課題」を主なテーマとしてユーザー代表者が講演を行い、意見交換を実施。



第12回TM5年次会合  
写真提供：KIPO

12

## 日ASEANの知財協力

- ASEANマルチの協力は、2012年に日ASEAN知財協力覚書（MOC）を締結し、MOCに基づいた行動計画を毎年策定。第13回日ASEAN特許庁長官会合（2023年9月@シンガポール）では、2023年度の行動計画に合意。
- 先端技術分野における特許審査基準整備や、特許出願の翻訳によって生じる問題に関する知見の共有等を行う場として、日ASEAN特許専門家会合（2020年10月、2021年9月、2022年11月@オンライン）を開催。
- バイでも、各国の実情に応じた協力を実施。

### マルチの協力

- 日ASEAN特許庁長官会合を毎年開催し、今後の協力内容について議論  
（協力分野）審査迅速化・品質向上  
国際条約への加盟支援 等
- 日ASEAN首脳会議（2023）の議長声明も、日ASEANの知財分野での協力を歓迎



第13回日ASEAN特許庁長官会合  
（2023年9月@シンガポール）

### バイの協力

- 知財環境整備のための協力：各国知財庁とMOCを締結し、実情に応じた協力を実施
- 迅速な権利取得のための協力：特許審査ハイウェイ（ASEAN6各国）、PPHプラス（ブルネイ）、特許の付与円滑化に関する協力（CPG）（カンボジア・ラオス）

13

## 人材育成協力

- 我が国産業界の貿易・投資動向を踏まえ、新興国・途上国各国に対する人材育成支援事業を通じて、産業財産権制度整備に貢献する。
- 各種事業は、パイ、マルチの協力関係（協力覚書(MOC)、経済連携協定(EPA)等)を深化させるレバレッジ（てこ）としても機能。
- 具体的には、我が国ユーザーからの情報、各国から寄せられた要請を考慮し、研修提供事業、専門家派遣、セミナー・ワークショップの開催等を実施。

1996～2022年度の研修修了人数（総数）

| 国名     | 修了生総数      |
|--------|------------|
| インドネシア | 937 (9)    |
| タイ     | 820 (17)   |
| フィリピン  | 665 (24)   |
| ベトナム   | 779 (11)   |
| マレーシア  | 686 (26)   |
| インド    | 426 (6)    |
| ブラジル   | 266 (26)   |
| メキシコ   | 179 (11)   |
| 南アフリカ  | 57 (10)    |
| その他    | 2875 (173) |
| 合計     | 7690 (313) |

(注) カッコ内の数字は2022年度の修了生人数

2022年度：招へい（一部オンライン）での研修を実施

- ・特許分野  
「特許審査実践研修」他5コース
- ・意匠分野  
「意匠総合コース」
- ・商標分野  
「商標実地審査コース」他2コース
- ・その他  
「実務者向け模倣品対策コース」他5コース



14

## WIPOジャパンファンドを活用した支援

- アジア・太平洋地域における開発途上国の持続的な経済発展並びに我が国企業等の当該地域での円滑な経済活動を後押しすることを目的とし、1987年から世界知的所有権機関（WIPO）へ任意拠出金を支出（WIPOジャパンファンド）。
- 2008年にはアフリカファンドを新たに創設し、支援地域を拡大。2019年よりアジア・太平洋ファンド、アフリカファンドを統合し、地域限定を無くした「グローバルファンド」に刷新。
- グローバルファンドの年度事業計画（ワークプラン）に基づき、途上国における産業財産権制度の整備、知財庁の行政サービスの向上、知財意識の普及啓発等に関する事業を実施。
- 特許庁は各種会合等へ専門家を派遣するなど実質的な支援を実施。これまで100か国以上を支援。

日本国政府（特許庁）



拠出金

2023年度  
約7.2億円



協力事業

途上国、後発開発途上国



### 事業形態

- ・政策対話
- ・専門家派遣
- ・セミナー・ワークショップ開催
- ・情報化
- ・審査基盤強化
- ・調査研究 等

### 改善すべき課題例

- ・知財法令・審査基準の整備
- ・審査官の実務能力向上
- ・知財庁業務フローの効率化
- ・知財関連条約加盟促進
- ・知財意識の向上

15

## 特許審査ハイウェイ（PPH）による海外での早期権利化

### 特許審査ハイウェイ（PPH: Patent Prosecution Highway）

- 審査待ち期間「短縮」（例：通常の出願に比べ、約74%短縮（米国））  
特許率 「向上」（例：通常出願 約81% ⇒ PPH 約88%（米国））
- 日本起点のPPHを活用することで、グローバルポートフォリオを迅速に構築。

世界最速・最高品質の  
特許審査



例) ウェアラブル心拍計

(出典) オムロンヘルスケア社ホームページ

PPH申請 (44庁※) グローバルポートフォリオの  
迅速な構築

JPO  
特許

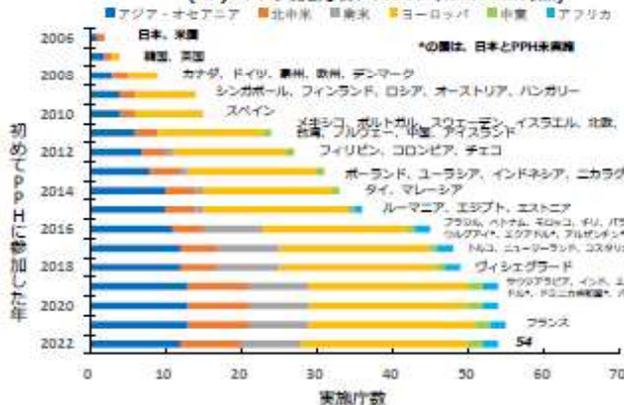
※ 2022年5月10日以降、日本国特許庁はロシア特許庁、ユーラシア特許庁の審査結果に基づいたPPHの申請受入れを一時停止中

16

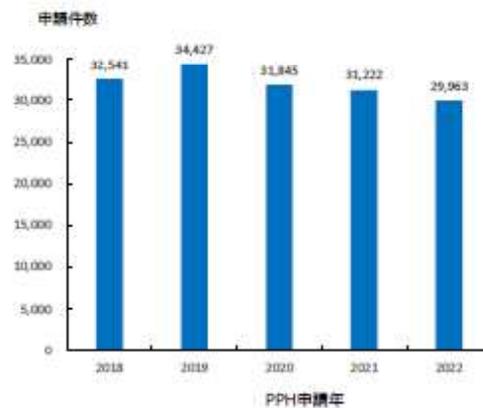
## PPHネットワークの発展

- 日本が提唱し、2006年に世界に先駆けて米国との間でPPHが開始されて以降、PPH実施庁は54庁に拡大。

(1) PPH実施庁数 (2023年11月1日時点)



(2) 世界のPPH申請件数 (各年毎)



### 実績値

▶ 2021年4月1日にモロッコとのPPHを開始。日本との間でPPHを実施する庁は2023年11月1日時点で44庁。

※ 2022年5月10日以降、日本国特許庁はロシア特許庁、ユーラシア特許庁の審査結果に基づいたPPHの申請受入れを一時停止中

▶ 2022年における世界のPPH申請件数は約30,000件。

17

## ドシエ情報共有ネットワークの拡大

■ グローバルドシエは、日米共同で基本コンセプトを提案したものであり、各庁のシステムを連携させることにより仮想的な共通システムを構築し、一元的なサービスの提供を目指す五庁の将来ビジョン

○ これまでの成果（ドシエ情報共有ネットワークの拡大）

- ✓ JPO主導で、五庁審査官向けドシエ情報共有システム（ワンポータルドシエ：OPD）を2013年7月に構築
- ✓ JPOは、WIPOと共同し、OPDとWIPOのドシエ情報共有システム（WIPO-CASE）とを連携する技術を2014年3月に確立。これにより、ドシエ情報共有ネットワークは五庁の枠を超えて拡大
- ✓ J-PlatPatを通じて一般ユーザーへのOPDサービス提供を開始（2016年7月）
- ✓ 台湾智慧財産局とのドシエ情報交換を開始（2020年12月）
- ✓ APIによるドシエ情報の公衆提供（試行）の公募を開始（2023年5月）



18

## 3. 海外展開への支援

## 国内の模倣品対策

### 水際対策の強化

- 税関長から特許庁長官に対する照会に対応（関税法に基づく）。
- 税関職員の更なる判断力の向上及び迅速な対応を図るため、産業財産権に関する研修に協力。

### 国内取締機関への協力

- 産業財産権侵害事件の取締りに協力するため、国内取締機関からの侵害事件に係る照会に回答。2022年の国内取締機関から特許庁への照会件数は1,685件。

### 消費者に対する普及啓発

- 模倣品の撲滅や知的財産権保護の重要性を消費者に周知するべく、2003年度から特設ウェブサイト、インターネット広告等を通じて「コピー商品撲滅キャンペーン」を実施。2022年度はカワソウをモチーフにしたイメージキャラクター「カワソちゃん」を新たに作成。また、イメージキャラクターに合わせて「絶対買わないぞ！コピー商品」のキャッチコピーを掲げた。
- 実施にあたっては、民間企業、団体等に周知協力依頼を実施。



### 政府模倣品・海賊版対策総合窓口

### 権利者等からの相談受付

- 2022年の受付件数の総数は1,251件（うち相談件数は300件）。
- インターネット取引に関する相談・情報提供のうち、59.6%がCtoC取引の案件詳細について、年次報告2023年版に記載

20

## 海外での模倣品被害に対する支援

### 個別の相談対応

- JETRO海外事務所等（委託事業）において、海外での模倣被害に関する個別相談に対応、難件の場合にはJETRO等で契約している法律事務所が専門的情報を提供。

### 法律事務所、調査会社等の紹介

- JETROの海外事務所等（委託事業）において、日本語の通じる、或いは日本企業との間で実績を有する法律事務所等の候補を紹介。
- 関係行政機関への取締要請等のため、現地取締機関の紹介、面談の申し入れ等を実施。

### 相手国政府への働きかけ

- 日中知的財産権ワーキンググループ等の場を通じて模倣品取締の強化等を要請。

### 調査、企業等への情報提供

- 模倣品の製造、流通、消費、並びにインターネット上の模倣品について調査を実施。
- 模倣対策マニュアルを国・地域ごとに作成、インターネット等を通じ希望者に広く提供。
- 外国の法制度・運用・模倣対策手法に関する情報をセミナー等を通じて提供。

### 政府職員等招聘

- 海外の政府機関職員等を招聘し、日本政府や産業界との意見交換やセミナーを実施。

### 真贋判定セミナー等の現地事業

- 中国周辺の模倣品流出国及び模倣品の中継拠点とされる中東等の税関・警察等執行関係機関の職員等を対象に、模倣品の取締りに関する実践的なノウハウを提供する官民合同のセミナー等の現地事業を開催。

#### ※国際知的財産保護フォーラム

国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）は、2002年4月に海外の模倣品・海賊版等の知財被害問題の解決に貢献を有する民間企業・団体からなる模倣品対策総協（2023年6月現在、90団体203企業）として発足。IIPPFは日本政府と連携して、知的財産保護に関する相手国政府機関に対して、知的財産保護強化に係る協力（真贋判定セミナーなどの人材育成協力）を行うとともに、制度面・運用面での改善を要請してきた。

21

## 海外における冒認商標への対策

### 対政府機関

#### 中国政府への働きかけ

- 我が国の地名・地域団体商標等が中国で適切に保護されるよう、「日本の地名・地域団体商標リスト」を審査の参考資料として中国国家知識産権局に提供（2023年は11月に提供済）。

#### 国際的な協力の推進

- 日米欧中韓の商標五庁（T M 5）会合において、悪意の商標プロジェクトを推進。啓発セミナー開催（2023年は2月）、情報発信の推進。
- 2015年4月、「悪意の商標出願」に対応するための各国の制度・運用をまとめた報告書を公表。2022年10月、更新版の報告書を公表。
- 2017年5月、「悪意の商標出願事例集」を公表。2019年12月、拡充版を公表。2021年11月、マンガ啓発資料を公表。
- RCEP(2022年1月1日発効)に自国当局が悪意商標を拒絶又は無効にする規定を盛り込み、各国における悪意の商標出願対応を促進。

### 出願人支援

#### 「冒認商標問題特別相談窓口」の設置

- JETRO北京事務所及び日本台湾交流協会台北事務所に「冒認商標問題特別相談窓口」を設置。
- 中国及び台湾における商標制度の解釈、出願・審判・訴訟等の手続きについて、現地法の専門家が対面・電話・メールによる個別の相談に対応。

#### 商標検索・法的対応措置に関するマニュアルの作成・提供・日本の地名等に関する商標出願登録の調査

- JETRO・特許庁のウェブサイトから、以下のマニュアルを提供。
  - 「商標検索マニュアル」：中国、韓国及び台湾で既に行われた商標の出願・登録状況の検索方法
  - 「冒認出願対策リーフレット」：地名・地域団体商標の冒認出願に対する法的な対応策（これまで中国、台湾、韓国、尼版を作成。）
  - 「商標冒認出願対策マニュアル」「中小企業向けの海外知財訴訟リスク対策マニュアル」：法的対応・手続等の詳細などをまとめたマニュアル
  - 「中国・台湾における日本の地名等に関する商標出願・登録の調査」：四半期毎に調査結果を公表

#### 中小企業等の海外での権利化支援および海外侵害対策支援

- 海外への商標出願や、海外での冒認出願対策を目的とした商標出願に要する費用を補助。
- 海外で冒認出願された商標を取り消すためにかかる費用を補助。
- 冒認出願により海外で係争に巻き込まれた際の対抗措置にかかる費用を補助。
- 海外で自社の権利が侵害を受けた際の対抗にかかる費用を補助。

22

## 外国出願等に係る費用の助成（補助金）

令和6年度から  
事業をリニューアル

海外での出願から権利化までに要する費用を助成します！  
<令和6年4月から新事業がスタートいたします>

以下は令和6年度予算の成立を前提とした事業であり、内容は今後変更されることがあります。あらかじめ御了承ください。

#### ◆概要

中小企業、中小スタートアップ企業、大学等による国際的な知的財産戦略の構築を支援するため、外国出願費用、審査請求費用\*、拒絶理由通知への応答等の中間手続費用\*を助成します。

#### ◆支援の内容

海外特許庁への手数料（①出願、②審査請求\*、③中間手続\*）、翻訳費用、海外出願に要する国内代理人・現地代理人費用等の1/2補助 \*②③は特許のみ

#### ◆対象・要件

中小企業、中小スタートアップ企業、小規模企業、大学等

#### ◆公算時期

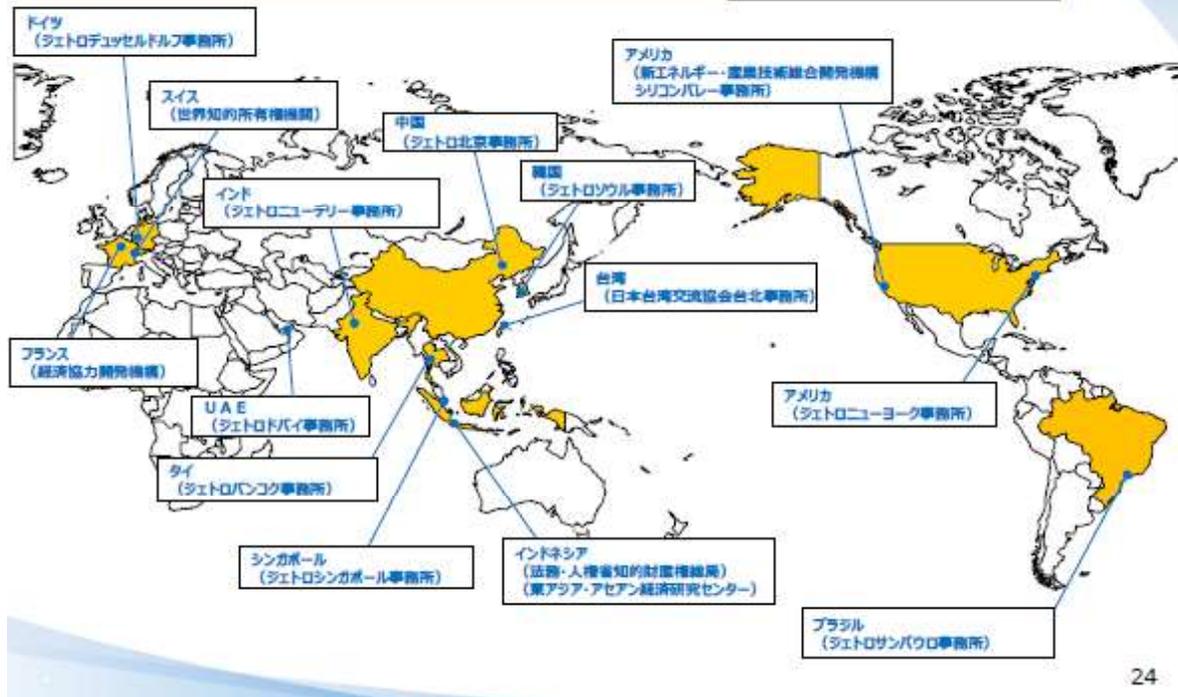
年3回程度（令和6年度は、年度をまたいだ補助事業の実施も可能とする予定です（以下③）。）

外国出願補助金では特許のほか、商標、意匠、実用新案の費用も1/2を助成します。

海外権利化支援事業（R6年度）（外国出願部分） ※各公算スケジュールの詳細は後掲中



## 特許庁からの知財専門家の配置



24

ご清聴ありがとうございました

特許庁の取組の最新情報はホームページからご確認ください  
[国際的な取組 | 経済産業省 特許庁 \(jpo.go.jp\)](http://jpo.go.jp)





## 海外進出先での強い味方！ 海外における日系企業情報交換グループ（IPG）の活動 ～ジェトロ・ニューヨーク事務所～

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ニューヨーク事務所  
2024年1月25日 蛭田 敦

### 1 | 米国IPGセミナー

- 米国の知的財産に関するトピックを紹介。
- 講師は米国弁護士など。
- 参加は無料。
- 対面またはオンラインで開催。
- ニューヨーク/ワシントンD.C.で開催。
- オンライン開催時は日本からも参加あり。



## 1 | 米国IPGセミナー

■最近のトピックは以下のとおり。

| 開催日   | 開催場所   | 言語                     | トピック   |
|-------|--------|------------------------|--|
| 6/1   | Online | 日本語<br>英語              | Proactive Patent Portfolio Management<br>～他社への牽制となる米国特許ポートフォリオを構築するための戦略～  |
| 6/20  | NY     | 日本語                    | 米国知財政策の現状と展望   |
| 8/21  | Online | 英語                     | Amgen v. Sanofi - Important Takeaways that affect Many Technologies -<br>(最高裁判決Amgen v. Sanofiの要点)   |
| 9/21  | Online | 日本語<br>逐次通訳            | 移転価格戦略における知的財産権の役割<br>～知的財産の価値の最大化と法的コンプライアンスの重要性～   |
| 10/24 | D.C.   | 日本語<br>英語<br>英語        | <ul style="list-style-type: none"> <li>Extraterritorial Application (特許権の域外適用)</li> <li>IP in Due Diligence (知的財産に関するデューデリジェンス)</li> <li>US Patent Practice – Appeals (審判手続の運用)</li> </ul>                                   |
| 11/9  | D.C.   | 日本語<br>英語<br>英語<br>日本語 | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境技術とAIに関する特許庁の取組</li> <li>PTAB Updates and Case Developments (PTABの現状)</li> <li>Generative AI and Patent and Trade Secret Law in the US (生成AIと知財)</li> <li>2023年度米国商標判例紹介</li> </ul> |

Copyright ©2020, JTRD. All rights reserved.

3

## 1 | 米国IPGセミナー

■第100回セミナーの様子



Copyright ©2020, JTRD. All rights reserved.

4

## 2 | 米国特許商標庁（USPTO）と日本ユーザーとの意見交換会

- 米国特許商標庁（USPTO）と日本ユーザーとの意見交換会を開催。  
（Intellectual Property Partnership Conference: IP-PAC）
- JIPA, JPAA, AIPPI, 米国IPGメンバー有志が参加。
- 2023年は4年ぶりに対面式で開催。
- 特許審査の品質などについて議論。



Copyright © 2023 JETRO. All rights reserved.

5

## 3 | メールマガジン

- 米国IPGセミナーの開催案内、米国の知財ニュースなどを配信。
- 米国生活などのコラムも。
- 登録は無料。

メールマガジン登録 [[US IP study Group Newsletter](https://www.jetro.go.jp/US_IP_study_Group_Newsletter)] ([jetro.go.jp](https://www.jetro.go.jp))



ご質問・お問い合わせ  
ジェトロ・ニューヨーク事務所 知的財産部  
[ippt@jetro.go.jp](mailto:ippt@jetro.go.jp)

Copyright © 2023 JETRO. All rights reserved.

6

海外進出先での強い味方！海外における  
日系企業情報交換グループ（IPG）の活動  
・ 欧州における知財の最新動向

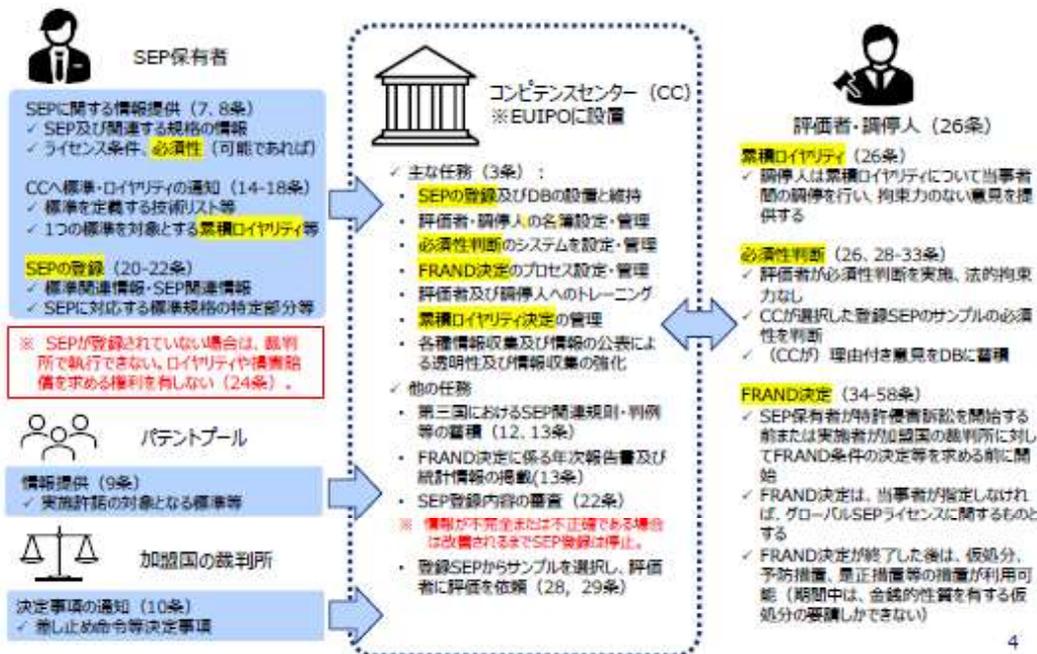
2024年1月

ジェトロ・デュッセルドルフ事務所  
知的財産部長 鹿戸 俊介



2023年の主なトピック

- 2月 DPMA長官がエヴァ・シェビオール氏に
- 3月 欧州単一特許・統一特許裁判所 (UP/UPC) サンライズ期間開始
- 3月 EPO審判部による拡大審判部審決 (出願日後に提出された証拠)
- 4月 欧州委による標準必須特許など知財に関する一連の規則案発表
  - 標準必須特許
  - 欧州全体の強制実施権の付与
  - 補充的保護証明書
- 6月 欧州単一特許・統一特許裁判所制度の開始
- 10月 EUIPOの長官がジョアン・ネグラン氏に
- 10月 EU理事会による意匠保護に関する規則案への立場の採択
- 10月 EPO審判部による拡大審判部審決 (優先権の有効性評価)



| 順位 | 出願人国   | 件数   | 主な分野                                      | 参考<br>件数/2022出願数 |
|----|--------|------|---|------------------|
| 1  | ドイツ    | 2514 | 土木8.5%、その他特殊機械7.2%、計測6.6%、医療技術6.6%        | 10.18%           |
| 2  | 米国     | 1853 | 医療技術 21%、デジタル通信8.1%、製薬 6.4%、計測4.5%        | 3.85%            |
| 3  | フランス   | 964  | 医療技術8.8%、計測7.0%、土木6.6%、運輸6.1%             | 8.84%            |
| 4  | スイス    | 732  | 医療技術8.6%、その他消費財7.5%、操作・運搬 6.8%            | 8.13%            |
| 5  | イタリア   | 669  | 運輸9.4%、医療技術9.0%、その他特殊機械 7.0%、土木6.3%       | 13.75%           |
| 6  | 中国     | 657  | デジタル通信 13%、電気機械9.3%、運輸7.0%、コンピュータ技術6.5%   | 3.45%            |
| 7  | スウェーデン | 633  | デジタル通信 17%、運輸13%、土木8.4%、医療技術8.1%          | 12.57%           |
| 8  | 英国     | 568  | 医療技術14%、計測7.4%、運輸6.7%、土木5.8%、コンピュータ技術5.3% | 9.97%            |
| 9  | オランダ   | 480  | 医療技術 10%、その他特殊機械9.4%、操作・運搬 7.1%、土木6.7%    | 7.05%            |
| 10 | 日本     | 464  | 医療技術 8.6%、その他特殊機械7.1%、製薬6.0%、電気機械4.7%     | 2.15%            |

出所： <https://www.epo.org/en/about-us/statistics/statistics-centre#/unitary-patent>

5

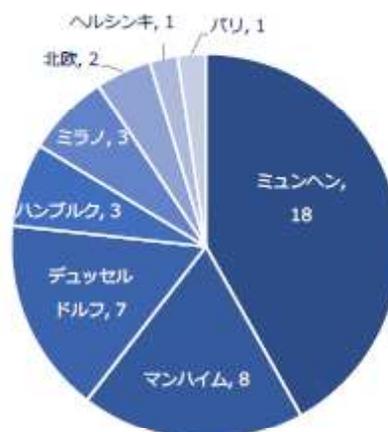
2023年11月6日現在

① 侵害訴訟件数：44件（右図）

② 取消訴訟件数：19件  
パリ15件、ミュンヘン4件

③ 仮処分申請件数：6件  
(ミュンヘン4件、デュッセルドルフ1件、ヘルシンキ1件)

6月22日、デュッセルドルフ地方部においてUPC初の仮処分申請がなされ、同日に仮処分命令が出された。被告は事前にプロテクティブレターを提出していたが、侵害品が展示される見本市が間近に迫っていたことなどから、被告の口頭審理を経ずに決定がなされた。



出所： <https://www.unified-patent-court.org/en/registry/cases>

6

### 知財部は1974年から

特許庁による海外駐在員として初の派遣

### ミッション

欧州の知的財産制度に対する理解と活用を促進すること

### 活動内容

- 欧州の知的財産関連ニュースのウェブサイトでの公開
- 日本の知的財産制度に関する知識の欧州企業への提供
- 日本企業に対する知的財産の観点からのアドバイスの提供
- 欧州IPGの事務局（2016年2月に正式に設立）
- 欧州IPGセミナーの開催
- 欧州における知財関連機関との会合の開催

- 欧州IPGメンバーの関心事項や、事務所に要望いただいたテーマを中心に開催
- テーマに応じて、現地専門家または在欧日本人専門家などに講師を依頼
- 講師の要望に応じて、欧州IPG会員限定または広く一般向けに開催
- 開催概要は、JETROデュッセルドルフHP、メルマガ、特許庁HPを通じてお知らせ

### 2023年開催セミナー

- 日本の実務から見た欧州の税関実務・模倣品対策について（4月）
- 欧州単一効特許及び欧州統一特許裁判所セミナー（5月）EPOとUPC
- 欧州における車載電池の標準化の概要及び今後の展開（5月）
- EPOにおけるAI関連発明の発明該当性と進歩性（6月）
- 経営の知としてのIPランドスケープ（6月）
- 欧州主要国における職務発明制度について（9月）
- 最近の欧州における知財トピックス（UPCと国内裁判所、SEP）（11月）
- UPCデュッセルドルフ中央部・地方部による講演（11月）独日法律家協会主催
- 欧州主要国の裁判所におけるクレーム解釈について（11月）

- 2022年度から現地での意見交換を再開。

## 2023年の会合

- EPOとの意見交換（3月）
- DPMAとの意見交換（3月）
- ドイツ連邦特許裁判所との意見交換（3月）
- ミュンヘン地方裁判所・UPC  
ミュンヘン地方部との意見交換（11月）
- 英国特許裁判所、英国知的財産庁との意見交換（11月）



EPOとの意見交換、集合写真  
(2023年3月、EPOのHPに掲載)

- 欧州実務者に対する日本の知財制度に関する講演  
法律事務所での「JPOのAI技術に向けた取組」、弁理士協会グローバルネットワークサミットでの「AIを含めた制度調和」紹介
- 日本向け欧州最新情報の講演（JETROセミナーの他、広島大学、WIPOジャパン、NEDO、LES 等）
- 「欧州知財ニュース」による情報発信
- 欧州知財ニュースやセミナー情報等のメルマガの配信
- ご訪問者へのご説明
- 日本特許庁の欧州リエゾン機能  
(日本特許庁からの出向者2名)

欧州知財ニュース等の詳細はJETRO  
ウェブサイトをご覧ください



海外進出先での強い味方！  
海外における日系企業情報交換グループ（IPG）の活動  
～中国IPG～

2024年1月  
日本貿易振興機構  
北京事務所 太田良隆

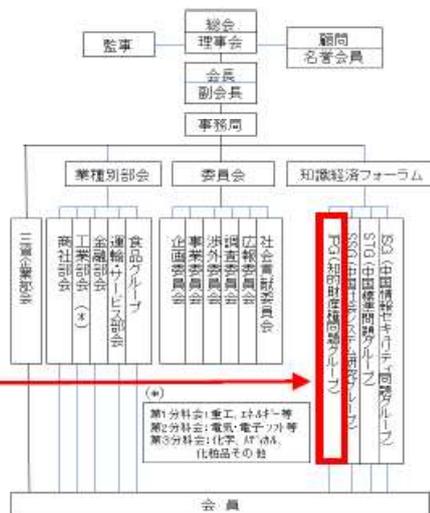


Copyright (C) 2023 JETRO. All rights reserved

中国日本商会と中国IPG

中国日本商会

- 【目的】  
中日経済交流の発展と中日友好の増進に資すること
- 【経緯】  
・1980年10月  
北京日本商工クラブ発足  
・1991年4月  
外国商会の第1号として中国政府が認可
- 【会員数】  
549(法人・個人・賛助)<2023年7月>



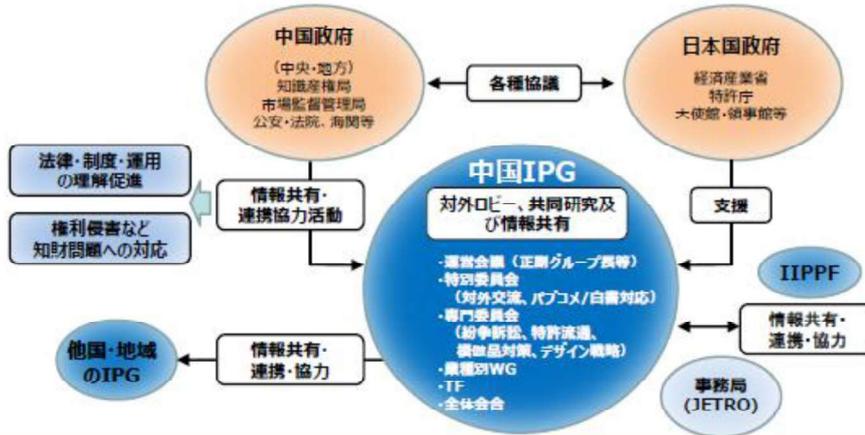
中国IPG

(出所) 中国日本商会ウェブサイト <http://www.cjcci.org/list/480.html>

Copyright (C) 2023 JETRO. All rights reserved

## 中国IPG

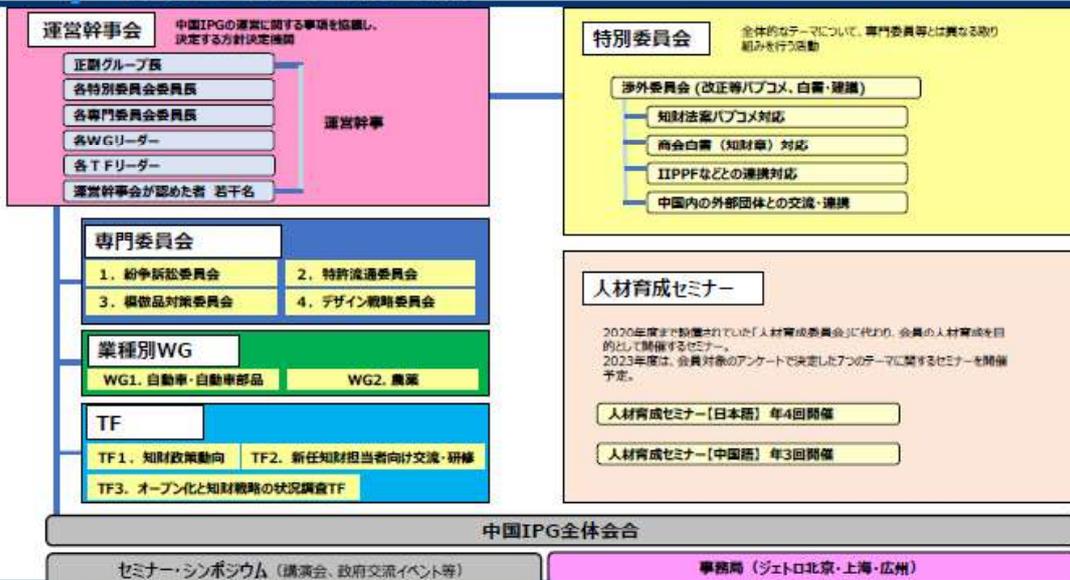
- ◆ 多角化する中国知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした、在中国日系企業を主としたグループ
- ◆ 2000年5月に前身の北京IPGが設立されて以来20年以上の歴史を持ち、会員数は、約200社/団体
- ◆ 年5回の全体会合、各種委員会活動のほか、会員を対象とするオンラインセミナー等も開催



Copyright (C) 2023 JETRO. All rights reserved

3

## 中国IPG 2023年度 体制



Copyright (C) 2023 JETRO. All rights reserved

4

## 中国IPG 2023年度 基本スケジュール

| 委員会・WG・TF              | 開催時間  |
|------------------------|---|
| ① 紛争訴訟委員会              | 第二金曜・9:15～12:00                                     |
| ② 模倣品対策委員会             | 第二月曜・15:00～16:50                                    |
| ③ 特許流通委員会              | 第二水曜・15:00～16:50                                    |
| ④ デザイン戦略委員会            | 第二火曜・15:00～16:50                                    |
| 【車】自動車WG               | 第二金曜・15:00～16:50 (奇数月のみ)                            |
| 【農】農業WG                | 第三月曜・15:00～16:50 (奇数月のみ)                            |
| 【TF1】知財政策動向TF          | 第三金曜・15:00～16:50                                    |
| 【TF2】新任知財担当者向け交流・研修TF  | 第三水曜・15:00～16:50                                    |
| 【TF3】オープン化と知財戦略の状況調査TF | 第三木曜・15:00～16:50                                    |
| 渉外委員会                  | 不定期   |
| 【セ1】人材育成セミナー (日本語)     | 第4木曜日15:00～16:30 ※全4回<br>(4月27日、8月24日、10月26日、1月25日) |
| 【セ2】人材育成セミナー (中国語)     | 第4木曜日15:00～16:30 ※全3回<br>(6月29日、11月23日、2月22日)       |

### 全体会合スケジュール

|          |            |
|----------|------------|
| 第1回 (北京) | 5月11日 (木)  |
| 第2回 (上海) | 7月13日 (木)  |
| 第3回 (北京) | 9月14日 (木)  |
| 第4回 (広州) | 12月14日 (木) |
| 第5回 (上海) | 3月14日 (木)  |

Copyright (C) 2023 JETRO. All rights reserved

5

## 中国IPG 活動内容例 紛争・訴訟委員会

### テーマ

#### ①最新判例研究

- ▶ 最高人民法院が公表する重要判例、等を題材に、中国司法実務の最新の判断基準などを研究し、参加企業の紛争訴訟実務への参考とする。

| 判例一覧名称                  | 判例件数等        |
|-------------------------|--------------|
| 2022年10大知的財産案件          | 10件          |
| 2022年50の典型的知的財産案件       | 50件          |
| 最高人民法院知识产权法庭典型案例 (2022) | 20件          |
| 2022年知的財産案件年度報告摘要       | 75件 (重要論点件数) |
| 主要都市の人民法院より公布される10大判例   | 50件以上        |

#### ②特定テーマ研究

- ▶ 興味のあるテーマごとに、少人数のWGを形成する。
- ▶ WG内で個別に研究、討論を行い、テーマごとに最終報告書を作成する。

Copyright (C) 2023 JETRO. All rights reserved

6

## 中国IPG 活動内容例 模倣品対策委員会

### ■活動目的

参加企業(参加者自身)の模倣品対策活動のレベル向上

### ■考え方

- ① 模倣品対策は、参加企業間で競合関係にはならない共通の課題  
・模倣品対策活動を積極的に実施する企業が増えれば、全体として模倣業者にダメージを与えられる
- ② 模倣品対策委員会内での議論だけではなく、各社の模倣品対策担当と面識を持つことも重要  
・webではなく、できる限り現場で参加してもらうことで、コネクションを作る場を提供したい
- ③ 模倣品対策委員会には33社参加(4月末時点)しており、最大規模の組織となっている  
・個社で解決できない課題も、組織（IPG、JETRO含む）の力を活用して解決したい

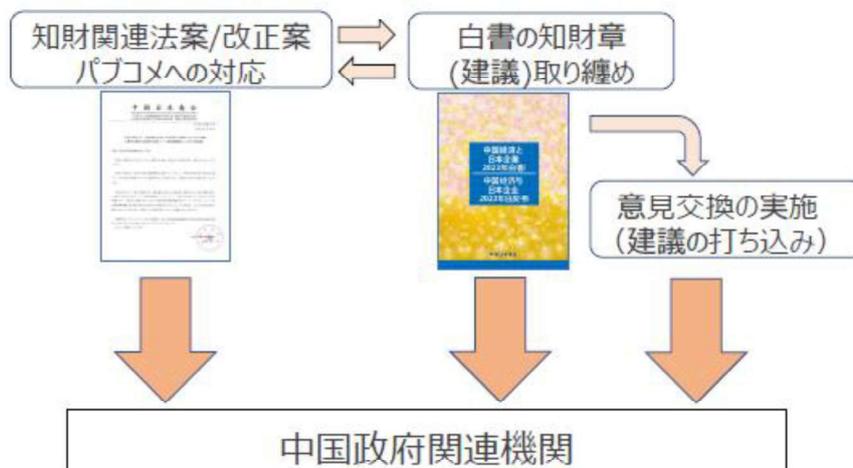


可能な範囲で、お互いに情報交換を行い、自分自身の能力向上を図る

→ 各自の能力が向上すれば模倣品対策の効果も向上するので、各社にも利益をもたらす  
(各社が当たり前と考えている活動内容が、実は他社から見ると重要な情報かもしれない)

## 中国IPG 活動内容例 渉外委員会

中国IPGの捉える知財課題解決に向けた渉外



## 中国日本商会白書

- ◆ 在中国企業の集まりである日本商会、米国商会及び欧州商会は、それぞれ、知財章を含む白書を毎年公表。
- ◆ 各商会の白書の知的財産権章においては、悪意商標出願に係る適切な審査、インターネットを介した模倣品販売の対応等が内容面で共通。



(出所) 中国日本商会ウェブサイト

### 中国日本商会 2023年白書 知的財産権章 建議事項

#### 1. 知的財産の適切な保護の促進

##### (1) 出願権利化プロセス・保護期間の合理化・適正化

- ① 意匠制度の見直し
- ② 適切な商標審査
- ③ 商標審査における情報提供制度の導入
- ④ 商標審査の延期
- ⑤ 専利権の冒認出願への対策
- ⑥ 特許審査の迅速化・的確化
- ⑦ 専利出願集中審査についての条件明確化と条件緩和
- ⑧ 特許請求の範囲や明細書の記載要件および補正制限の緩和
- ⑨ PCT出願段階での審査精度の向上

#### 2. 知的財産にかかわる公正な競争環境の実現

- (1) 模倣行為抑制に向けた諸施策再犯防止

#### (2) インターネットを介した模倣品販売の対応

- ① 知的財産保護プログラムの整備強化
- ② 模倣品の海外流出への対応
- ③ 知的財産の流通技術輸出入禁止・制限リストの明確化

#### 3. 知的財産にかかわる紛争処理の公平化・合理化

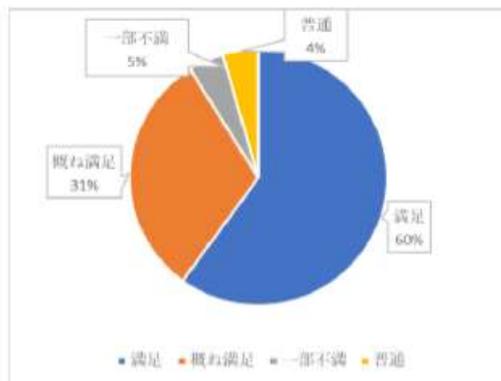
- (1) 専利権侵害に対する行政権限の適正化
- (2) 知的財産権の濫用となる場合の基準明確化
- (3) 司法機関・行政機関の期日・期限設定における配慮
- (4) 知的財産訴訟における技術調査官制度の拡充
- (5) 実用新案権および意匠権行使時の注意義務化
- (6) 先使用権制度運用の適切化
- (7) 判決の執行強化
- (8) 情報公開の促進
- (9) ライセンス技術の保証期間等
- (10) 懲罰的賠償
- (11) 賠償金額算定の文書提出命令

Copyright (C) 2023 JETRO. All rights reserved

9

## 中国IPG「活動要望アンケート」の結果（2023年度実施）

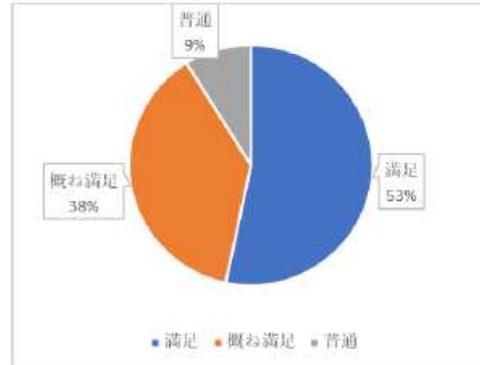
Q 1. 中国IPGにおける知財活動について、全体運営、検討テーマ、提供情報に対する満足度  
回答数：45



#### 不満の理由

- ・ 活動内容が日系企業内で完結している。もっと積極的に欧米中企業との交流/連携を試みてほしいのでは？
- ・ 委員会、TFが多く、活動内容も不明確。参加人数が多く議論が活発に行われているのかもしれない。

Q 2. 中国IPGは、貴社の知財活動ニーズに応えられていると感じていますか。  
回答数：45



Copyright (C) 2023 JETRO. All rights reserved

10



---

ご清聴ありがとうございました。

日本貿易振興機構（JETRO）

北京事務所知的財産部  
E-Mail : PCB-IP@jetro.go.jp  
Tel : +86-10-6528-2781  
Fax : +86-10-6513-7079

【免責事項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。JETROでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、JETROは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

海外進出先での強い味方！  
海外における日系企業情報交換グループ（IPG）の活動  
～ジェトロ・ソウル事務所～

2024年1月

日本貿易振興機構（JETRO）  
ソウル事務所 副所長

大塚 裕一

Copyright ©2024 JETRO All rights reserved.



韓国 I P G の概要

日系企業による知財に関する情報交換グループ（I P G）として  
2010年に立上げ。2017年11月に日本国内の韓国知財ネットワー  
クと統合し、メンバー194社・団体、359名(2023年11月現在)

韓国 I P G の主な活動

1.韓国IPG セミナーの開催

2.韓国政府への建議  
(ソウルジャパンプラブ(SJC)  
知財委員会と連携して実施)



3.IP G Informationの発行  
(広報誌、韓国現地職員  
向けに韓国語版も発行)



入会ご希望の方は「韓国 I P G」で検索！

韓国IPG



Copyright ©2024 JETRO All rights reserved.

## 1.韓国IPG セミナーの開催

- 韓国IPGメンバー向けに、年に数回、韓国知財の専門家を招いてセミナーを開催
- 新型コロナウイルスの影響を受け、2020年からはオンラインも活用しハイブリッド開催で実施（日本からも参加可能）

### 【2023年度の開催状況】



第35回(2022年6月27日)  
「今さら聞けない韓国知的財産制度」



第36回(2022年11月7日)「発明やデザイン、ブランド名からビジネスの未来を予測する～IPランドスケープ～」

## 1.韓国IPG セミナーの開催

韓国において2023年9月だけでも、特許情報や商標情報等をビジネスに応用する手法に関するイベントである、「PATINEX（パティネックス）」、「2023年商標ビッグデータカンファレンス」、「特許情報活用促進のための国会討論会」などが、韓国特許庁の主催で相次いで実施。  
→ 日韓両国において、IPランドスケープやIP R&Dはホットイシューとなっている  
→ このような状況をとらえ、IPGランドスケープについて解説する内容でIPGセミナーを開催

### プログラム

| 時間                                     | 内容   |
|--|--|
| 16:00～16:05<br>現地開催のみ                  | 第1部<br>韓国IPGリーダー挨拶<br>大谷 敬 株式会社韓国日立 代表理事・社長  |
| 16:05～16:30<br>現地開催のみ                  | 「知財情報がなぜビジネス戦略に役立つのか」<br>大塚 裕一 ジェトロ・ソウル事務所 副所長   |
| 16:30～16:35<br>現地開催/オンライン              | 第2部<br>知財情報への期待<br>大谷 敬 株式会社韓国日立 代表理事・社長<br>大塚 裕一 ジェトロ・ソウル事務所 副所長                                |
| 16:35～17:30<br>現地開催/オンライン<br>（質疑・応答含む） | 「グローバルな企業経営において重要なIPランドスケープの活用事例」<br>鄭澈煥(ジョン・ Cholファン) 金・張法律事務所 弁護士<br>鄭然太(ジョン・ヨンテ) 金・張法律事務所 弁護士 |

## 2.韓国政府への建議 ～2022年度建議事項～

JETRO

ソウル・ジャパン・クラブ(SJC)では、1998年から韓国日系企業のビジネス上のあい路事項をまとめ、韓国政府に建議事項を提出。韓国IPGは、SJC知財委員会と連携して、知財分野の建議事項の募集等を実施。

| 【2022年度提出】<br>タイトル  |
|---|
| コンピュータソフトウェア関連発明の保護範囲の明確化<br>特許出願に対する拒絶理由通知の応答期間  |
| 特許法条約(PLT)への加入<br>間接侵害規定の拡充<br>関連意匠制度の拡充<br>通常実施権の対抗要件                                    |
| 特許権存続延長制度における外国臨床試験期間の加算、補完期間算入、審判段階における延長期間の補正手続   |
| 医薬品許可特許連携制度(パテントリンケージ)における問題点(販売禁止処分の除外事由の削除)   |
| 医薬品の再審査制度のリスク管理計画(RMP)への一元化に伴う医薬品データ保護制度の導入について<br>訂正審判等における通常実施権者の承諾<br>特許発明の実施における輸出の追加 |
| 特許取消申請における特許取消理由通知への応答期間の長期化  |

Copyright © 2024 JETRO All rights reserved.

5

## 3.IPG Informationの発行

JETRO

- 年4回、韓国IPGの活動や韓国知財に関するニュースを届けるため、日本語・韓国語で発行
- ウェブサイトでも参照可能 <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipg/>



### 【内容】

- ・韓国IPGセミナーの様様
- ・韓国IPGの活動
- ・最近の韓国知財ニュースまとめ
- ・韓国知財に関するコラム  
etc..

Copyright © 2024 JETRO All rights reserved.

6

ありがとうございました！  
감사합니다！

日本貿易振興機構（JETRO）  
ソウル事務所

7